

# 被扶養者を申請するときの提出書類について

- ・ ホームページの「健康保険に加入する人」をご確認のうえ、該当する証明書類（表に○があるもの）はすべて提出してください。
- ・ 状況により、別途確認書類が必要となる場合があります。また、提出書類に不備な点や不足があるときは、別の書類の提出を求められることがあります。
- ・ 一覧に掲載の書類以外で証明できる場合もありますので、ご相談ください。

原本の記載が無いものはすべて写し可

認定対象者区分⇒

16歳未満		16歳以上 75歳未満	
同居	別居	同居	別居

## 被保険者と認定対象者の【家族関係】についての証明書類 1～2

証明書類	備考	16歳未満		16歳以上 75歳未満	
		同居	別居	同居	別居
1 続柄及び世帯の確認 ◆同居の場合◆ ■世帯全員分の住民票（続柄記載） ◆別居の場合◆ ■本人、認定対象者それぞれの世帯全員分の住民票（続柄記載） ■戸籍謄本（本人、認定対象者の関係が確認できるもの）	・ 本人と認定対象者の関係、同居人の状況、同居・別居の区別等を確認します。  ・ 内縁の妻を申請する場合は、住民票に“妻（未届）”と記載されているもの。それぞれが世帯主である場合は申請できません。	○	○	○	○
2 ①結婚②離婚③死別により扶養へ ①■婚姻届受理証明書（または戸籍謄本等） ②■離婚届受理証明書（または戸籍謄本等） ③■死亡した日がわかるもの（死亡診断書・住民票徐票等）	・ 結婚により配偶者やその子を新たに扶養する場合、離婚・死別により配偶者の被扶養者だった家族を自分の被扶養者にする場合など。	○	○	○	○

## 認定対象者の【収入基準】についての証明書類 3～6

3 被扶養者の収入確認	<p>■（非）課税証明書または住民税額決定通知書（所得の明細が記載されているもの）（※） ※60歳以上の方は（非）課税証明書を提出してください。</p> <p>■【収入証明書類】7～13に該当するものすべて</p>	<p>【海外居住者の取扱い】 ・ 課税関係書類は現地の公的機関等から発行されたものを和訳付でご提出ください。各証明書類については在住国の公的機関及び勤務先等にお問い合わせください。</p> <p>・ 日本国内に住民票住所を置いたままの場合は、日本国内での証明書類も必要です。日本国内に別途収入がある場合も申告が必要です。</p> <p>・ 被保険者の海外転勤・出向に家族が帯同する場合は、日本国内における転勤に準じて取り扱います。赴任先で就職（パート・アルバイト含む）した場合は届出が必要です。</p> <p>・ ワーキングホリデーは認められません。</p> <p>・ 学校教育法に規定する学校及び海外の学校※に通学中の場合、（非）課税証明書等及び【収入証明書類】の提出は不要です。定時制・夜間・通信制や社会人を対象とした専門学校等に在学中の場合、及び社会人が退職後、再度留学・就学する場合は上段の収入確認書類すべてを提出してください。 ※社会人対象の語学学校等は留学とは認められません。</p> <p>・ 海外留学の場合は和訳付でご提出ください。</p>	—	—	○	○
4 申請前まで勤務していた人	■前職場の給与所得の源泉徴収票（退職日の記載があるもの）等	・ 申請する年の1/1以降の（給与）収入が記載された源泉徴収票等。（給与所得者以外はその他収入を証明するもの）	—	—	○	○
	◆雇用保険に加入していた人◆ （失業等給付を受給しない・受給手続き前） ■離職票1・2（原本） （受給手続き後～受給終了後） ■雇用保険受給資格者証（両面） ※受給終了に伴う申請は受給終了の証明入りのもの （受給期間延長中） ■離職票1・2（写し可）及び■雇用保険受給期間延長通知書	・ 離職票と雇用保険受給資格証は、退職翌日から1年間は提出が必要です（延長中除く）。  ・ 前職場の健保の任意継続に加入している場合は申請できません。	—	—	○	○
	◆雇用保険に加入していなかった人◆ ■前職場の退職証明書 ■雇用保険未加入であったことを証明できるもの	・ 離職翌日から起算して1年間は提出が必要です。  ・ 前職場の源泉徴収票から退職日と雇用保険未加入が確認できる場合は提出を省略可。	—	—	○	○
5 申請前まで自営業をしていた人	◆公務員の場合（雇用保険非加入の場合）◆ ■退職辞令	・ 「失業者の退職手当」受給者は雇用保険の失業等給付に準じて扱います。  ・ 前職場の健保の任意継続に加入している場合は申請できません。	—	—	○	○
	■個人事業の開廃業等届出書		—	—	○	○
6 身体障害者である人	■身体障害者手帳	・ 障害者は収入規準が異なります。  ・ 障害年金を受給されている人は、年金額改定通知書等受け取り金額のわかる通知書も提出してください。	—	—	○	○

## 【収入証明書類】 7～13

7 給与収入がある人	■①給与明細（直近3ヶ月分）②雇用契約書（年間の支給額が計算できるもの）③年間収入（見込額）証明書（勤務先発行のもの）のいずれか	・ 勤務の始めで雇用契約書から収入を計算できない時は最初の給与明細を提出するまで申請できません。 ・ 後日提出を求められる場合がありますので、給与明細は少なくとも過去2年分は大切に保管しておいてください。
------------	--	---

8	年金を受給中の人	■直近の年金額改定通知書や受け取り金額のわかる通知書	・非課税の公的年金（遺族年金・障害年金）や企業年金、個人年金（財形年金等）を含みます。 ・公務員の年金払いの退職給付（旧共済年金職域加算）を含みません。
9	事業・不動産・副業収入がある人	■直近3年の確定申告書 第一・二表及び ・青色申告→青色申告決算書 損益計算書（全4頁） ・白色申告→収支内訳書（全2頁）	・確定申告を一度もされていない場合、収入の証明がありませんので、申請はできません。
10	利子・配当収入、雑収入がある人	■直近の確定申告書 第一・二表 ※公的年金等の収入については②年金を受給中の人をご確認ください。	・上場株式等の配当益のみの場合、「上場株式配当等の支払通知書」でも可
11	失業等給付を受給している人	■雇用保険受給資格者証（両面）	・基本手当日額が3,612（60歳以上と障害者は5,000）円以上の場合、申請できません。
12	前職場の健保から給付がある人	■傷病手当金または出産手当金の支給決定通知書（健保発行のもの）	
13	被保険者以外からの資金援助がある人	■定期的な入金を確認できる書類（通帳のコピー等） （※）毎月3か月分	・通帳の場合は、表紙と送金者・入金日・入金額が確認できる部分（不要部分はマスキングしてください）を提出してください。

認定対象者の【優先的扶養義務】についての証明書類 14~15

14	夫婦共働きの場合 （他の家族と共同で扶養する場合）	<p>(1) ■（非）課税証明書または住民税額決定通知書（所得の明細が記載されているもの）（※） ※60歳以上の方は（非）課税証明書を提出してください。</p> <p>(2) 転職又は雇用形態の変更により(1)と現状が異なる場合は、今後の恒常的な年収を証明できるもの（1-3のいずれか） 1-■今後1年間の年収見込額証明書（雇用主発行のもの） 2-■前年分の源泉徴収票（現雇用先の1年分の給与・賞与等収入が掲載されているもの） 3-■給与明細直近3か月分（賞与が無い場合）または雇用契約書</p> <p>(3) ■【収入証明書類】8~13に該当するものすべて（給与以外の収入がある場合）</p> <p>(4) ■仕送り額の証明書類</p> <p>同居・別居の状況により提出書類が次のように異なります。 ※被保険者と同等の家族関係にある方と共同で扶養する場合は配偶者をごの方に置き換えてください（兄弟で母を扶養する場合など）。</p> <p>A ◆認定対象者が被保険者、配偶者と同居の場合 ◆ ■被保険者と配偶者の(1)~(3)</p> <p>B ◆認定対象者と被保険者は同居、配偶者は別居の場合 ◆ ■被保険者の(1)~(3)、配偶者の(4)</p> <p>C ◆認定対象者と配偶者は同居、被保険者は別居の場合 ◆ ■配偶者の(1)~(3)、被保険者の(4)</p> <p>D ◆認定対象者は別居、被保険者と配偶者は同居の場合 ◆ ■被保険者と配偶者の(4)</p> <p>E ◆認定対象者と被保険者と配偶者は別居の場合 ◆ ■被保険者と配偶者の(4)</p>	<p>・同等の扶養義務者が共同で扶養している場合は、より生計維持関係が強い方の被扶養者となります。</p> <p>・被保険者と認定対象者の間に家族関係のより近い人がいる場合は、その方の扶養義務が優先します（母を扶養する場合の父など）</p> <p>【新生児を扶養する場合の取扱い】 ・左記(1)が前々年分のものである場合は(2)-2が必要です。 ・被保険者の育児休業取得に伴い、雇用保険の育児休業給付金を受給する場合は、再審査が必要になります。被保険者の育児休業給付金支給決定通知書 被保険者通知用の写しを事業主から提出していただきます。</p>
15	離婚した元配偶者から養育費を受け取っている場合	<p>■被保険者の</p> <p>(1)（非）課税証明書または住民税額決定通知書（所得の明細が記載されているもの）（※） ※60歳以上の方は（非）課税証明書を提出してください。</p> <p>(2) 転職又は雇用形態の変更により(1)と現状が異なる場合は、今後の恒常的な年収を証明できるもの（1-3のいずれか） 1-今後1年間の年収見込額証明書（雇用主発行のもの） 2-前年分の源泉徴収票（現雇用先の1年分の給与・賞与等収入が掲載されているもの） 3-給与明細直近3か月分（賞与が無い場合）または雇用契約書</p> <p>(3) ■【収入証明書類】8~10に該当するものすべて（給与以外の収入がある場合）</p> <p>■元配偶者からの定期的な入金を確認できる書類（通帳のコピー等） （※）毎月3か月分</p>	<p>・離婚後の元配偶者から受け取っている養育費は子の収入とはせず、子が父母いずれの被扶養者となるかの判定に用います。</p> <p>・通帳の場合は、表紙と送金者・入金日・入金額が確認できる部分（不要部分はマスキングしてください）を提出してください。</p>

＜同居・別居の状況による提出書類について＞

	同居・別居			提出書類	
	被保険者	配偶者	認定対象者	被保険者	配偶者
A	○	○	○	(1)~(3)	
B	○	別居	○	(1)~(3)	(4)
C	別居	○	○	(4)	(1)~(3)
D	○	○	別居	(4)	
E	別居	別居	別居	(4)	

※○同士は同居している

被保険者との【生計維持関係】についての証明書類

16	別居している場合	<p>■仕送り額の証明書類 ※送金者・受取人・送金日・送金額が確認できるもの ＜居所が日本の場合＞ 毎月送金要一直近3か月分の銀行振込の控え ＜居所が海外の場合＞⇒すべて別居扱いとします 毎月あるいは1年を通じて数回送金要一直近1年分の銀行振込の控え</p>	<p>・継続的な生活扶助の証明が必要ですので、手渡しや一括払いは認められません。</p> <p>・常時、過去1年分の記録を保管してください。提出を求められる場合があります。</p>
----	----------	---	--

被保険者の【扶養能力について】の証明書類

17	被保険者の扶養能力確認	<p>(1) ■（非）課税証明書または住民税額決定通知書（所得の明細が記載されているもの）（※） ※60歳以上の方は（非）課税証明書を提出してください。</p> <p>(2) 転職又は雇用形態の変更により(1)と現状が異なる場合は、今後の恒常的な年収を証明できるもの（1-3のいずれか） 1-■今後1年間の年収見込額証明書（雇用主発行のもの） 2-■前年分の源泉徴収票（現雇用先の1年分の給与・賞与等収入が掲載されているもの） 3-■給与明細直近3か月分（賞与が無い場合）または雇用契約書</p> <p>(3) ■【収入証明書類】8~10に該当するものすべて（給与以外の収入がある場合）</p>	<p>・収入のない配偶者及び社会人になるまでの実子（社会人の再入学は除く）、障害者を同居で扶養する場合は、ご提出いただく必要はありません。</p>
----	-------------	---	---

健康保険の【二重加入の禁止】についての証明書類

18	他の健康保険の被扶養者であった場合	■健康保険資格喪失証明書（申請前に加入していた健保が発行したものの）	・他の被保険者の被扶養者であった方を扶養申請する場合は、他の健康保険の被保険者の扶養を外れている証明として健康保険喪失証明書を必ずご提出ください。
----	-------------------	------------------------------------	---